

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 立雲の郷
グループホームたけだ遊友館
重要事項説明書

作成日 令和6年 9月 1日

1 事業概要

事業名	認知症対応型共同生活介護事業 介護予防認知症対応型共同生活介護事業
法人の種類	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
代表者名	理事長 藪本 訓弘
所在地	兵庫県神戸市西区曙町1070 TEL 078-929-5655 FAX 078-929-5688
法人の理念	事業団憲章 1 一人ひとりを尊重し、自らの意思と責任でその人らしい生き方ができるよう支援します 1 総合的な地域ケアのしくみを築き、福祉文化の創造をめざします 1 ニーズを敏感にとらえ、先駆的な実践により社会に貢献します 1 福祉の心と高い専門性を育み、働きがいのある職場をつくります 1 公正・効率的な組織運営と安定した経営基盤を確立します

2 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 立雲の郷
事業者の代表者	所長 酒井 伸義
所在地 電話・FAX番号	兵庫県朝来市和田山町竹田2063番地3 (TEL) 079-674-0088 (FAX) 079-674-0089
交通の便	JR播但線竹田駅より徒歩15分 播但道和田山インターより車で5分
他の介護保険関連の事業	認知症対応型共同生活介護事業「短期利用共同生活介護」 介護予防認知症対応型共同生活介護事業「短期利用共同生活介護」 認知症対応型通所介護事業 (定員12名) 介護予防認知症対応型通所介護事業 訪問看護事業、介護予防訪問看護事業
介護保険以外の事業	健康づくり・介護予防事業 障害児療育等支援事業 障害者就労支援事業

3 事業所の概要

事業所名	グループホーム たけだ遊友館
事業所の目的	認知症のある方に、普通に生活することを通して、それぞれに持っている能力を十分に発揮してもらうことにより、生き生きとした生活を送り、自分らしさを取り戻すことを目的とする。
事業所の運営方針	<p>家族とのきずな ご家族とのきずなを大切にし、これまでの生活が続けられるよう支援します。</p> <p>その人らしさ お一人おひとりをおかけがえのない存在として大切にし、持てる力を活かして、その人らしい生活ができるよう支援します。</p> <p>家庭的な暮らし 家族のような雰囲気の中で、役割や生きがいの持てる暮らしができるよう支援します。</p> <p>地域とのつながり ご近所の方々とのふれあいや行事への参加など、地域とのつながりを大切にします。</p> <p>安心・安全 自然豊かな環境の中で、日々の健康を大切にしながら、安心で安全な生活を提供します。</p>
事業所の責任者	管理者 余田 裕佳
開設年月日	平成20年4月1日
保険事業者指定番号	第2894900089号
所在地 電話・FAX番号	兵庫県朝来市和田山町竹田2063番地3 (TEL) 079-674-0085 (FAX) 079-674-0080
敷地概要 (権利関係)	6,448.27㎡
建物概要 (権利関係)	構造：鉄骨造平屋建 延床面積：732.98㎡
居室の概要	個室18室 (9室×2ユニット) 全室にトイレ、洗面所設置、冷暖房完備
共用施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチン兼食堂 2ヶ所 ・リビング 2ヶ所 ・浴室 2ヶ所 ・障害者用トイレ 2ヶ所 ・事務所 1ヶ所
緊急対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関への連絡 ・隣接する訪問看護ステーションとの連携
防犯防災設備 避難設備等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知器 ・消火器 ・非常出口誘導灯 ・スプリンクラー
損害賠償責任保険加入先	(株)損害保険ジャパン

4 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数 (人)	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内 容
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者	1		1			介護福祉士	認知症介護実践者研修 認知症介護管理者研修
計画作成担当者	2		2			介護支援専門員他	認知症介護実践者研修
介護職員	13 (内1名 計画作成担当 者兼務)	11	1		1	介護福祉士 訪問介護員他	認知症介護実践者研修 (リーダー研修)
看護職員	1				1	看護師	

5 勤務体制（1ユニットあたり）

昼間の体制	早出	7:30～16:30
	日勤	8:30～17:30
	遅出①	10:00～19:00
	遅出②	12:05～21:05
	勤務者数は、3人は確保しています。	
夜間の体制	1人	宿直・夜勤の別：夜勤

6 ご利用にあたっての留意事項

入居されているご利用者の共同生活の場としての快適性及び安全性を確保するため、次の(1)～(5)の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

①日常生活に必要な物品以外は、原則として持ち込むことができません。たとえばペット、爆発の危険性のある物、個人の部屋に入りきれない家具などの持ち込みは、ご遠慮いただきます。

②食べ物の持ち込みは、衛生管理上1回で食べきれぬ量でお願いします。

(2) 面 会

いつでも自由に面会ができます。ただし、21時から翌朝7時までは戸締まりをしておりますので、緊急の用事以外にご遠慮下さい。

(3) 外出・帰省

事前に日時の連絡をお願いします。

(4) 施設・設備等の使用上の注意

①居室や共用の設備・施設等は、その本来の用途に従って利用してください。

②故意に施設・設備等を壊したり汚されたりした場合は、ご利用者の負担により現状に修復していただく場合があります。

③当施設の職員や他のご利用者に対し、宗教活動、政治活動及び営利活動などを行うことはできません。

(5) 喫煙

立雲の郷敷地内は全て禁煙とさせていただきます。

7 サービス及び利用料等

(1) 保険給付サービス

食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事開始時間 朝食 8:00、昼食12:00、夕食18:00 ・ ご利用者の嗜好・体調に配慮しながら、ご利用者の持てる力に応じて職員と共同で調理や盛りつけを行っていただきます。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者の自尊心に配慮し、心身の状態に応じた適切な声かけや介助を行います。
入浴（清拭）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴または清拭を行います。
着替え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活リズムや季節にあわせた着替えができるよう配慮します。
日常生活の中での機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離床を支援し、家事、散歩、外出、レクリエーション等により、身体機能の維持・向上を図ります。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接するなでしこ（訪問看護ステーション）の看護師が定期的に訪問し、健康管理を行います。 ・ 緊急の場合は、協力医療機関への受診を支援します。 ※定期の通院に関しては、原則として身元引受人の方でお願いします。
(介護予防) 認知症対応型生活介護計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画作成担当者が、適切なアセスメントを行い、ご利用者や身元引受人が希望される生活が実現できるような介護計画を作成し、その計画に基づく支援を行います。
相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者や身元引受人からの相談に誠意を持って対応し、必要な支援を行います。

※上記の保険給付サービスを包括的に提供し、ご利用者から次表に記載する料金（省令により変動有り）を負担していただきます。

基本料金（30日あたりの自己負担分）

所得に応じて自己負担額が1割又は2割、3割になります。（介護保険負担割合証）

下記利用料金表の（ ）内金額は2割の方の料金になります。

要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
生活介護費	@¥749 ¥22,470 (¥44,940)	@¥753 ¥22,590 (¥45,180)	@¥788 ¥23,640 (¥47,280)	@¥812 ¥24,360 (¥48,720)	@¥828 ¥24,840 (¥49,680)	@¥845 ¥25,350 (¥50,700)
医療連携加算 (I)ハ		¥1,110 (¥2,220)	¥1,110 (¥2,220)	¥1,110 (¥2,220)	¥1,110 (¥2,220)	¥1,110 (¥2,220)
サービス提供 体制加算Ⅲ	¥180 (¥360)	¥180 (¥360)	¥180 (¥360)	¥180 (¥360)	¥180 (¥360)	¥180 (¥360)
夜間支援体制 加算Ⅱ	¥750 (¥1,500)	¥750 (¥1,500)	¥750 (¥1,500)	¥750 (¥1,500)	¥750 (¥1,500)	¥750 (¥1,500)
科学的介護推 進体制加算	¥40 (¥80)	¥40 (¥80)	¥40 (¥80)	¥40 (¥80)	¥40 (¥80)	¥40 (¥80)
合 計	¥23,440 (¥46,880)	¥24,670 (¥49,340)	¥25,720 (¥51,440)	¥26,440 (¥52,880)	¥26,920 (¥53,840)	¥27,430 (¥54,860)

現在算定している加算

ア 医療連携体制加算（Ⅰ）（ハ）

ご利用者が可能な限り住み慣れたグループホームでの生活を継続できるように、医師・看護師の指導の下、日常的な健康管理を実施し、医療が必要となった場合に適切な対応がとれるよう体制を整備しております。（看護師1名の非常勤配置、協力医療機関と協定）
1日37円

イ サービス提供強化加算（Ⅲ）

看護・介護職員の総数のうち、常勤職員を75%以上配置しています。1日6円

ウ 夜間支援体制加算Ⅱ

夜勤を行う介護従業者の合計数が、夜勤時間帯において1名以上配置しています。
1日25円

エ 科学的介護推進体制加算

利用者に係るデータ（総論（ADL）、栄養、口腔、嚥下、認知症等）を横断的にLIFE（厚生労働省）に提出し、ご利用者へのケアの在り方等を検証し、ケアプランへの反映、PDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を評価する加算です。
ご利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他ご利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出することで、月40円が算定されます。

該当時に算定させていただく加算

オ 医療連携体制加算（Ⅱ）

褥瘡治療等医療的ケアが必要な利用者を受け入れている場合 1日5円

カ 初期加算

ご利用者様が入居され、新しい生活に慣れられるまで、様々な支援を必要とすることから、入居後30日間に限り、上記の金額に、1日につき30円が加算されます。なお、30日を超える入院後に再利用された場合も同様に算定されます。

キ 入退院支援の取り組み

ご利用者が病院へ入院となった場合、入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる方について、施設が退院後の受け入れ体制を整えている場合は、1月に6日を限度として1日につき246円が算定されます。

ク 看取り介護加算

主治医が回復の見込みがないと判断されたご利用者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるよう、ご利用者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、介護職員が連携を保ちながら、施設で看取り介護を受けた場合に算定されます。

看取り介護加算は、死亡した日を含めて45日を上限として加算算定となります。

- ・死亡日以前31日～45日以下は、1日につき72円となります。
- ・死亡日以前4日前から30日以下は、1日につき144円となります。
- ・死亡の前日および前々日は、1日につき680円となります。
- ・死亡日当日は、1日につき1,280円となります。

ケ 口腔衛生管理体制加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に月30円が算定可能となります。

コ 退所時情報提供加算（Ⅱ）

医療機関へ入院または、入院に伴い退所される利用者について、医療機関に対して利用者を紹介する際、利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に利用者1人につき1回に限り250円が算定されます。

サ 認知症チームケア推進加算Ⅱ

対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づき認知症の行動・心理症状の予防等をチームでケアを実施していることを評価される加算です。

認知症の行動・心理症状の予防に対するケア内容について、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行うことで、対象者のみ1月につき120円が算定可能となります。

シ 協力医療機関連携加算

利用者の病状が急変した場合の相談体制や施設から診療を求める場合の診療体制常時確保、入院を必要とする場合の受け入れ体制を原則確保していることで、1月につき100円が算定可能となります。

ス 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

上記、月ごとの合計金額に17.8%を乗じた金額が加算されます。

(2) 保険給付外サービス

次の料金は、全額自己負担となります。

食材料費	1,000円/日 ※利用日数に応じた日割り計算となります。
家賃	1000円/日 ※入院・外泊期間中も自己負担となります。 但し入院・外泊中に短期利用があった場合は短期利用の利用者負担とします。
光熱水費	750円/日 ※利用日数に応じた日割り計算となります。
共益費	550円/日 ※利用日数に応じた日割り計算となります
預かり金管理料	1,000円/月 ※日用品・おこづかい等の出納管理のご依頼がある場合に、必要となります。 ※預かり金管理規程に基づき、金銭管理状況を月1回ご利用者等に報告します。
ケーブルテレビ利用料	実費
電話使用料	実費（電話を引かれる場合は別途NTTとの契約が必要となります。）

個人消耗品費	実 費
理美容代	実 費
教養娯楽代	実 費
コピー代	実 費 ※看護及び介護の記録は請求に応じて閲覧、複写ができます。
退居時のクリーニング代	実 費
その他	利用される方に支払いを求めることが適当と認められ、所長が決定した費用

8 料金のお支払い方法

毎月10日過ぎを目途に前月分の請求をしますので、請求のあった月の月末（原則25日）までにお支払い（ご入金）下さい。お支払い方法は、次のいずれかでお願います。

- (1) 現金（平日9時～17時の間に事務所までお願います。）
- (2) 銀行振り込み（振り込み手数料は、ご利用者の負担でお願います。）
（銀行名） 但馬信用金庫 竹田支店
（口座番号） 普通 0144124
（口座名義人） 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 立雲の郷所長 酒井 伸義
- (3) 口座振替

9 退居の手続き

- (1) ご利用者からの申し出による退居
原則として退居を希望される日の7日前までに申し出て下さい。
- (2) サービスの終了
次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスの提供が終了となります。
① ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合
② ご利用者の要介護（支援）区分認定が、非該当（自立）または要支援1と判定された場合
③ ご利用者が亡くなられた場合
- (3) 事業者側からの申し出による退居
次の場合は、適切な予告期間をおいて、退居していただく場合があります。
① ご利用者の行動が他の利用者や当事業所の職員の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれや、ご利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延した場合
③ ご利用者が医療機関に入院し、3ヶ月を超える長期入院が見込まれる場合や、退院後に常時医療的ケアが必要となる場合

10 協力医療機関

協力医療機関名	朝来医療センター
所在地	朝来市和田山町法興寺392
電 話	079-672-3999
診療科目	内科、循環器科、消化器内科、外科、整形外科、脳外科、婦人科、眼科、泌尿器科、皮膚科

1 1 個人情報保護について

当事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者及びご家族の個人情報を漏らしません。

ただし、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合、またはサービス担当者会議等が必要がある場合には、文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者またはご家族の個人情報を用います。

1 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続きについて

契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う際は、次の手続きを行うこととします。

- (1) 契約者又はその後家族等に説明し、同意を得ます。
- (2) 身体拘束にかかる態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- (3) その他方法がなかったか改善方法を検討します。

1 3 高齢者虐待防止に関する事項

1 事業所は、利用者の権利擁護・高齢者虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対する高齢者虐待を防止するための研修の実施
- (2) 利用者及びその家族から的高齢者虐待などに関する相談窓口の設置、及び責任者の選任

虐待防止に関する責任者：立雲の郷所長 酒井 伸義

虐待防止に関する窓口：グループホームたけだ遊友館管理者 余田 裕佳

- (3) その他的高齢者虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は擁護者（利用者家族等高齢者又は現に擁護する者）による高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 4 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の必要な措置を講じるとともに、速やかに保険者及びご家族に連絡します。

また、事故の状況及び事故に際して取った措置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止に努めます。

1 5 非常災害対策

当事業所では、非常事態に備えて、火災、風水害、地震等に対処するための防災計画を作成するとともに、防火管理者、火気管理責任者、避難誘導担当者等の責任者を定め、毎年2回定期的に避難誘導訓練、消火訓練等、その他必要な訓練を行います。

1 6 感染症対策について

感染症及び食中毒の発生やまん延を防ぐために、感染予防に関するマニュアルを整備し、研修を行うと共に、感染症の発生が疑われる際は手順に従い、迅速に対応します。

1 7 苦情相談機関

苦情受付窓口	担当者氏名：グループホーム管理者 余田 裕佳 (TEL) 079-674-0085 (FAX) 079-674-0080 苦情解決責任者：立雲の郷所長 酒井 伸義 (TEL) 079-674-0088 (FAX) 079-674-0089
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名：法人の第三者委員 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団監事 田村 賢一 法務省保護司 宗野 義潔 江戸町法律事務所弁護士(TEL)078-331-0586 吉田 邦子 〒651-2134 神戸市西区曙町1070 兵庫県社会福祉事業団事務局 (TEL) 078-929-5655 (FAX) 078-929-5688 (受付時間) 9:00～17:00 (月～金) 機 関 名：運営適正化委員会 (兵庫県社会福祉協議会が設置) 〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内 (TEL) 078-242-6868 (FAX) 078-271-1709
行政機関	朝来市役所健康福祉部高年福祉課 〒669-5292 朝来市和田山町東谷213番地1 (TEL) 079-672-6124 (FAX) 079-672-4109
国民健康保険団体連合会	兵庫県国民健康保険団体連合会 〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 (TEL) 078-332-5617 (FAX) 078-332-5650

1 8 外部評価（第三者評価）の結果について

2年に1回受審する外部評価（第三者評価）の結果については、兵庫県社会福祉事業団のホームページ又はWAMNET(福祉医療機構)に掲載します。

1 9 附則

この重要事項説明の内容は、介護保険法施行に伴うもので、平成20年4月1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成21年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成21年 8月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成22年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成23年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成23年10月 6日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成24年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成24年 9月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成25年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成26年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成26年10月15日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成27年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成27年 8月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成28年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成29年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成29年 7月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成30年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、平成31年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、令和元年 7月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、令和元年10月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、令和元年11月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、令和2年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、令和3年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、令和4年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、令和4年10月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、令和5年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、令和6年 4月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、令和6年 6月 1日から施行されます。

附則

この重要事項は、令和6年 9月 1日から施行されます。

令和 年 月 日

事業者 住所 朝来市和田山町竹田2063番地3
名称 兵庫県社会福祉事業団 立雲の郷
所長 酒井 伸義 印

事業所 住所 朝来市和田山町竹田2063番地3
名称 グループホームたけだ遊友館
管理者 余田 裕佳 印

説明者 職名
氏名 印

説明場所

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し同意しました。

利用者

住所

氏名

印

利用者代理人

住所

氏名

印

身元引受人

住所

氏名

印